

阿波市定住促進リフォーム 補助金制度の概要

『目的』

定住人口の維持、定住人口の増加及び地域の活性化を目的に、市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に補助金を交付します。

『申込資格』

【定住維持リフォーム】

- ◎阿波市に住民登録をしている人で、工事完了後引き続き10年以上居住する人。
- ◎市税の滞納がない人。（申し込み時に完納証明書を添付していただきます。）

【転入促進リフォーム】

- ◎阿波市に申請日から3年以内に転入した人又は転入する人で、転入した日又は転入する日から過去3年間本市に住民登録がない人。
- ◎補助金の交付確定日までに本市に転入している人は、補助金の交付確定日から引き続き10年以上居住する人。
- ◎補助金の交付確定日以後に本市に転入する人は、申請年度の3月13日までに本市に住民登録し、転入日から引き続き10年以上居住する人。
- ◎市税の滞納がない人。（申し込み時に完納証明書を添付していただきます。）

『対象工事』

- ◎阿波市内に本社・本店を有する施工業者。または、市内に住所を有する個人の施工業者を利用する工事。
- ◎補助金の交付決定日以降に工事着手し、令和8年3月13日までに完了する工事。

『補助金』

【定住維持リフォーム】

30万円（税込）以上の対象工事に補助率20％で、6～20万円を補助金交付します。

【転入促進リフォーム】

30万円（税込）以上の対象工事に補助率40％で、12～40万円を補助金交付します。
また、併用住宅として事業をする予定の方は、さらに最高40万円を補助します。

『補助対象住宅』

【定住維持リフォーム】

- ・自らが所有し、自己の居住している市内の住宅（建築後1年以上経過しているもの）
- ・店舗・賃貸住宅は除く。併用住宅は居住部分のみを対象とします。

※建物の所有者であることを証明できる書類（固定資産税の課税明細書、固定資産評価証明書等）の提出が必要です。

【転入促進リフォーム】

- ・自らが所有し、自己の居住している市内の住宅（居住予定を含む）又は併用住宅
- ・空き家の住宅（ただし、店舗のみ・賃貸住宅は除く。）

『募集期間』

【定住維持リフォーム】

令和7年6月6日(金)から令和7年7月4日(金)

【転入促進リフォーム】

令和7年6月6日(金)から随時募集！(先着順とし、予算が無くなり次第募集終了とさせていただきます。)

※予算がなくなり、申請できなかった物件については、翌年度申請可能です。ただし、工事に着手している場合は、申請できません。

『募集件数』

【定住維持リフォーム】

予算の額に達するまで募集を行います。

※申請が、予算の額を超えた場合は公開抽選とします。

※1世帯1家屋で申請は1回限りです。

(※過去にリフォーム補助金を受けたことがある方、またはリフォーム補助金を受けた建築物については、申請できません。)

【転入促進リフォーム】

予算の額に達するまで募集を行います。

※令和8年3月13日までに、リフォーム工事が完了できないと予想される場合は、申請をお断りすることがあります。

※申請書は、本庁2階住宅課・各支所地域課にてお渡しします！

申請の流れ！

- ① 交付申請書(様式1号)に必要事項を全て記入のうえ、添付書類を完備して阿波市住宅課に提出してください。 ※担当職員が、申請書の内容確認等を行います！



- ② 「住宅リフォーム補助金交付決定指令書」が交付されたら工事着手可能です。
※工事を中止・廃止する場合は、中止・廃止申請書を提出してください。



- ③ 工事完了後、実績報告を行ってください。
※実績報告書類の確認を行い、現地確認を行います！



- ④ 「補助金交付額確定通知書」が届きましたら「請求書」を提出してください。



- ⑤ 請求書提出したのち、約1ヵ月後に補助金の支払いとなります。

『お問い合わせ』 阿波市役所 住宅課 Tel0883-36-8731

◆定住維持リフォーム・転入促進リフォーム補助の対象工事(例)

＜注意事項＞住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入設置や本市の他の助成制度を受けている部分は対象外です！

	内 容	備 考
対象となる工事	屋根瓦の取換、外壁の補修	
	壁紙張替等の内装工事	
	台所、風呂、トイレ等の改良工事	
	シロアリ防止等の床修理	
	畳の張替え	
	ガラス(サッシ)の取替工事	
	住宅に付随する バルコニー、ベランダ、テラスの設置工事	
一部対象	バリアフリー改修工事(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等)	介護保険居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修、日常生活用具給付等事業、重度身体障害者住宅改造費助成金、高齢者住宅改造促進事業の制度を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分は×。利用していない部分は○。
	住宅の解体工事	解体工事のみは×。リフォームに伴う部分の解体であれば○。
対象外工事	シロアリ駆除	リフォームではないため対象外
	大画面テレビの購入(配線工事有)	購入が主であるため対象外
	電化製品の取付工事	購入が主であるため対象外
	電話の配線工事	リフォームではないため対象外
	車庫・倉庫・納屋の増改築	住宅ではないため対象外
	室内カーテン取替	購入が主であるため対象外
	防犯用ライト取付工事	購入が主であるため対象外
	門扉・ブロック壁の設置	住宅ではないため対象外
	造園工事、植木剪定	リフォームではないため対象外
	エコ給湯	リフォームではないため対象外
	浄化槽の新設及び取替	リフォームではないため対象外
	住宅用太陽光発電設備	リフォームではないため対象外
	住宅の一部又は全部を取り壊す工事	リフォームではないため対象外
	オール電化	リフォームではないため対象外

※詳細については、阿波市住宅課までお問い合わせください。Tel0883 - 36 - 8731